平成２５年（フ）第９号
島根県益田市下本郷町974番地３
債務者　塩道　辰子
１　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷川　　円
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
松江地方裁判所益田支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１７０号
愛媛県松山市高浜町１丁目乙60番地150　ケアスペースももたろう
債務者　加藤千和子
法定代理人成年後見人　加藤かな子
１　決定年月日時　平成25年７月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３号
秋田県横手市大雄字新町西139番地、住民票上の住所秋田県大仙市大曲白金町11番８号メゾンライク301号室
債務者　菊地　　享（旧姓築山）
１　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第１１６号
北海道亀田郡七飯町本町８丁目15番２―217号　冬トピア団地91棟217号
債務者　桐本　里見
１　決定年月日時　平成25年７月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１６９号
函館市新川町15番６号
債務者　長谷川　寿
１　決定年月日時　平成25年７月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１７０号
函館市新川町15番６号
債務者　長谷川和子
１　決定年月日時　平成25年７月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１７７号
函館市富岡町３丁目１番14号
債務者　畠山　美香
１　決定年月日時　平成25年７月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２６号
島根県出雲市小山町471番地１メゾンＭＫⅡ―101、前住所島根県出雲市渡橋町751番地４
債務者　森田　勝統
１　決定年月日時　平成25年７月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第６２号
山形県米沢市万世町桑山4363番地　アルカディアＭ―105号室
債務者　遠藤富美子
１　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第１０９号
千葉県佐倉市江原台１丁目13番地10
債務者　佐々木一啓
１　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１２４号
千葉県富里市七栄650番地2000　アーバンシティ102号
債務者　荒井　俊昭
１　決定年月日時　平成25年７月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１２５号
千葉県四街道市内黒田310番地56
債務者　ＪＩＭＥＮＥＺ　ＤＯＭＩＮＧＯ
１　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１３２号
千葉県八街市泉台３丁目８番地３
債務者　青木　和男
１　決定年月日時　平成25年７月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１３５号
千葉県印西市小倉台３丁目１番地17棟404号
債務者　平林みゆき
１　決定年月日時　平成25年７月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１３８号
千葉県成田市加良部４丁目25番地１　１棟307号
債務者　小久江愼一
１　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１３９号
千葉県成田市吾妻２丁目１番地１　６棟408号
債務者　川嵜　　修
１　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第６８号
千葉県木更津市貝渕３丁目９番34号
債務者　今井　つね
１　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
千葉地方裁判所木更津支部